

平成30年8月から入院時高額療養費が変わります。

70歳以上の入院患者さんの医療費一部負担額について

70歳から74歳の方は【健康保険証】(国保または社保)と【高齢受給者証】の提示、**75歳以上**の一般に該当の方は、【後期高齢者医療被保険者証】の提示のみで医療費の一部自己負担額が一定の支払いでよいことになっております。

なお、住民税非課税世帯を対象とした【限度額適用・標準負担額減額認定証】(限度額証)をお持ちの患者さんは、必ずこちらも病院窓口にご提示をお願いいたします。

上記のご提示がない場合は、負担軽減措置が受けられませんので十分ご注意ください。限度額証の申請手続きは、各保険者へお願いします。

※平成30年8月以降、現役並みⅠ・Ⅱの方は、新たに限度額認定証の発行対象となりますので、必要に応じて申請をし病院窓口にご提示をお願いいたします。

自己負担限度額(1ヶ月単位)

現役並み(Ⅲ) 年収約1,160万円～ (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 多数該当(直近1年間で4回目以降)⇒140,100円 食費⇒460円/食(1380円/日)
現役並み(Ⅱ) 年収約770万円～約1,160万円 (課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 多数該当(直近1年間で4回目以降)⇒93,000円 食費⇒460円/食(1380円/日)
現役並み(Ⅰ) 年収約370万円～約770万円 (課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当(直近1年間で4回目以降)⇒44,400円 食費⇒460円/食(1380円/日)
一般 年収156万円～370万円 (課税所得145万円未満)	57,600円 多数該当(直近1年間で4回目以降)⇒44,400円 食費⇒460円/食(1380円/日)
住民税非課税世帯(Ⅱ)	24,600円 食費⇒210円/食(630円/日) ※申請が必要ですが、直近1年間の入院が90日を超えた場合は、91日～160円/食(480円/日)
住民税非課税世帯(Ⅰ) 年金収入80万円以下など 所得が一定以下	15,000円 食費⇒100円/食(300円/日)